

都監委告示第 1 号

令和元年 7 月 16 日

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、定期監査、
財政援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じ
た旨の通知があったので、その内容について公表する。

都 城 市 監 査 委 員
都 城 市 監 査 委 員
都 城 市 監 査 委 員

新井 克美 監都
上之園 誠 之查城
黒木 優一 印委市

第1 平成30年度定期監査報告に基づく措置状況等

1 業務委託契約の履行確認について

監査の意見	措置状況等
第6の1の（2）のアについて (定期監査報告書P2・3)	<p>指摘事項について、受託業者に対して作業完了後の書類として履行が確実に確認できるよう履行場所、日付が記入された黒板を入れて写真撮影を行うよう指導しました。</p> <p>なお、平成31年度の契約から仕様書に上記内容を明記します。【山田産業建設課】</p>
第6の1の（2）のイについて (定期監査報告書P3)	<p>当該業務は都城市役務提供契約約款により契約を締結しております。平成30年度におきましては適正な処理を行いました。</p> <p>なお、完了報告書提出の要否については、制度所管課(契約課)とも協議しながら、事務の適正処理と簡素化を両立させる方法を検討してまいります。【生涯学習課】</p> <p>都城市役務提供契約約款(以下「約款」という。)第13条第1項において、「受注者は業務等を完了したときは、速やかに完了報告を行わなければならない」としています。</p> <p>また、約款第3条において、書面による通知義務を定めているため、完了報告についても書面による完了報告を求めています。</p> <p>しかしながら、約款第3条ただし書において「契約書若しくは仕様書等に個別の定めがある場合(略)は、この限りでない。」としているため、特約事項を設けることにより、完了報告について書面による通知義務を除外することは可能であると考えます。</p> <p>今後は、業務の実態により完了報告書に替え職員の立会い等で履行の事実の確認が可能なものについては、契約締結時に特約事項を設ける等の対応を検討していきます。【契約課】</p>

2 行政財産の目的外使用許可について

監査の意見	措置状況等
第6の2の（2）のアについて (定期監査報告書P 4)	スポーツ少年団育成の観点から建物を維持する必要性があるため、課内で要点整理を行い、条例改正等も視野に入れ、関係各課と検討を進めてまいります。【高崎地域振興課】
第6の2の（2）のウについて (定期監査報告書P 5)	平成27年度定期監査においても指摘のありました本件について、問題があることは認識しております。 現在、慎重に墓地管理人との交渉を行っております。今後も、将来的に法令に則した状況にすべく段階的に検討及び協議を重ねてまいります。【環境政策課】

3 行政財産の使用料及び占用料について

監査の意見	措置状況等
第6の3の（2）について (定期監査報告書P 6 (P 9参考))	平成30年度に「都城市公有財産貸付事務の手引き・都城市行政財産目的外使用許可事務の手引き」と「都城市道路占用料徴収事務に関する取扱指針」を同じライブラリに掲載し、公園については、所管課に「公園の占用等の手続き」を作成・配布し、周知しました。 また、道路占用料については、都城市道路占用料徴収事務に関する取扱指針を平成31年4月から改定し、面積の端数計算方法の計算例を見直しました。 占用許可については、受付時点の副主幹、担当長、課長のチェック欄とは別に、調定時に課長がチェックする欄を追加して、再確認作業を強化するなど、誤りがないようダブルチェック等の確認作業を徹底して対応します。 行政財産目的外使用許可については、今後の事務効率化及び徴収過誤防止に向けて、より具体的なフロー図の作成等を検討し、施設所管課へ周知します。 【道路公園課、維持管理課、管財課】

4 公金等の取扱事務について

監査の意見	措置状況等
第6の4の（2）のイについて (定期監査報告書P 7)	PTA会計等学校における準公金の取扱いについては、平成29年度から公金と同様、透明性の確保及び事故防止に向けた検討を重ねてきました。平成30年度の定期監査において統一した処理の必要性について指摘を受けたことも踏まえ、平成30年度末に「都城市立小中学校準公金取扱要綱」及び「都城市立小中学校準公金取扱マニュアル」を制定しました。今後これらの要綱及びマニュアルについて、各学校へのさらなる周知を図るとともに、的確な指導に努めていくこととします。【学校教育課】

5 学校財務事務について

監査の意見	措置状況等
第6の5の（2）について (定期監査報告書P 7・8)	今年度中に各学校に対し、更紙等学校で使用している用紙の見込（印刷物の品質、種類毎の年間使用見込数）について調査し、学校現場の意見を聴取していきます。これらを把握した上で、一律に金額、購入業者を決定し、執行する方策を取った場合のメリット、デメリットを検証し、関係法令等にも照らして最善と考えられるものを導入することとします。【教育総務課】

第2 平成30年度財政援助団体等監査報告に基づく措置状況等

1 使用料について（早水公園体育文化センターほか）

監査の意見	措置状況等
第6の2の(2)のイの(ウ) について (財政援助団体等監査報告書 P 5~7)	当該運用に係る条例改正を12月議会に提案いたします。なお、対象の利用者に対しましては、本年度から公園使用料減額申請書を提出させています。【スポーツ振興課】

2 休館日について（高崎デイサービスセンター）

監査の意見	措置状況等
第6の5の(2)のアについて (財政援助団体等監査報告書 P 9)	現状の是正に向けて、土曜日を休館日とするための条例改正について、検討を進めてまいります。 【高崎市民生活課】

3 補助団体について（都城市体育協会運営費補助金ほか）

監査の意見	措置状況等
第7の1について (財政援助団体等監査報告書 P 10 (P 3・4 参照))	補助金事務については、平成30年4月に「補助金交付事務の手引」の見直しを行い、平成30年4月6日に行つた予算執行等説明会で手引の内容を説明するとともに事務手続きの徹底を求め、ライブラリに掲載し周知を図っています。 また、今年度行つた予算執行等説明会においても、改めて、手引に沿つた運用を求めるとともに、規則・要綱に定める添付書類の確認を徹底するよう説明を行つたところです。 今後も、規則や補助金交付要綱に基づく関係書類を確認するとともに、手引に沿つた事務手続きの徹底を求めることとしています。 【財政課】

4 独立の預金口座について（早水公園体育文化センターほか）

監査の意見	措置状況等
第7の2の（1）について (財政援助団体等監査報告書 P 10・11)	今年度中に指定管理者制度導入マニュアル及び基本協定書様式例の見直しを行い、指定管理業務に係る収支及び資金の流れが把握できるよう、収支記録等の帳簿類を作成させることとします。 【総合政策課】

第3 平成30年度行政監査報告に基づく措置状況等

1 一般管理費について

監査の意見	措置状況等
第3の1の(4)のイの(イ) について (行政監査報告書P19)	<p>指定管理料は、施設所管課において施設の規模や特性、業務の内容や範囲等を踏まえ、施設の管理運営に必要な経費の積算を行い算定しています。</p> <p>市が直接業務費として積算した経費においても、指定管理者となる団体によっては、管理運営業務の効率化等により一部が一般管理費として計上されることも考えられ、団体の運営形態によっては必ずしも市の積算根拠と一致しない場合もあると考えられますが、指定管理者が適切な施設の管理運営を行うための必要な経費としての一般管理費のあり方を含めて、各施設の現在の運営状況等も考慮した上で検討する必要があることを、施設所管課への担当者説明会を通して周知を図ることとします。【総合政策課】</p>

2 修繕料について

監査の意見	措置状況等
第3の1の(4)のウの(イ) のaについて (行政監査報告書P20)	<p>施設の修繕は、利用者のサービス低下防止等の観点から、日常的な施設の使用に伴う軽微な修繕を指定管理者による迅速な対応により実施していますが、軽微な修繕の積み重ねが指定管理者への過度の負担となり、施設の適切な管理運営に影響することがないよう、施設の規模や特性等に応じて修繕料の負担区分を決定することに加え、過去の修繕費用の増減傾向を考慮した指定管理料の積算となるよう、今年度中に指定管理者制度導入マニュアルの改訂を行います。【総合政策課】</p>
第3の1の(4)のウの(イ) のbについて (行政監査報告書P21)	<p>指定管理者による修繕は、基本的に利用者のサービス低下防止や安全・安心の確保を目的として、軽微な修繕に迅速に対応するために実施するのですが、複数箇所を同時に修繕する必要がある場合は、施設所管課において修繕内容や緊急性、効率性等を考慮した上で、案件ごとに1件の取扱いを判断している状況です。</p>

	修繕案件に対するこれまでの柔軟な対応が修繕の遅れ等につながるなど、施設の適切な管理運営に影響するがないよう、今年度中に指定管理者制度導入マニュアルにおいて修繕の考え方を整理することとします。【総合政策課】
--	--

3 第三者委託について

監査の意見	措置状況等
第3の2の（3）のアの（イ）について (行政監査報告書P25)	指定管理者制度導入マニュアル等では、第三者委託に関して具体的な記述を設けていないことから、今年度中にマニュアル等の改訂を行い、具体的な手続方法等について整理することとします。【総合政策課】
第3の2の（3）のイの（イ）について (行政監査報告書P26)	第三者委託の履行確認に関する権限規定についても、第三者委託に関する具体的な手続方法等の整理とあわせて、指定管理者制度導入マニュアル等の改訂により対応することとします。 【総合政策課】
第4の2の（1）について (行政監査報告書P36)	指定管理業務の第三者への再々委託によって、適正な価格による適切な業務実施が確保されないことも考えられるため、公の施設の設置者の立場から再々委託は原則として認められないものとして、今年度中に指定管理者制度導入マニュアル等を改訂して、再々委託に関する考え方を整理することとします。 【総合政策課】

4 財務諸表について

監査の意見	措置状況等
第3の3の（2）のイの（イ）について (行政監査報告書P30)	指定管理者が安定的、継続的に管理運営業務を実施できる状態であるかを点検する手法として財務諸表の分析は重要であることから、今年度中に財務分析に係るマニュアルを整備することとします。【総合政策課】

5 備品管理について

監査の意見	措置状況等
第3の3の（2）のウの（ウ）について (行政監査報告書P31)	管理施設における備品管理については、施設所管課においてモニタリングを通して指定管理者の管理状況を確認しているところであり、毎年度適切に実施されることが求められますので、今年度中に指定管理者制度導入マニュアルの制度導入後の指定管理事務の適正な運用のためのチェックリストにおいて重点チェック項目として整理するとともに、施設所管課の担当者説明会において周知を図ります。【総合政策課】

6 セルフモニタリングについて

監査の意見	措置状況等
第3の3の（2）のエについて (行政監査報告書P32)	指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアルでは、指定管理者は満足度調査・アンケート調査を毎年度実施し、利用者からの苦情・要望等を把握することとしていますので、適切に実施されるよう今年度中に開催する施設所管課の担当者説明会において周知を図ります。【総合政策課】

7 改善要求について

監査の意見	措置状況等
第3の3の（3）のイについて (行政監査報告書P33・34)	指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアルで定める様式例「定期モニタリング評価シート」では、評価指標の5段階評価の例示で、仕様・水準を満たしていない場合を評価「2」又は「1」としていますが、その評価で直ちに指定の取消しの前提となる改善要求書を交付することは、事案の程度によっては現実に則していないことから、マニュアルにおける改善の求め方の規定内容を今年度中に見直すこととします。 【総合政策課】

8 収支決算書について

監査の意見	措置状況等
第4の3の（1）について (行政監査報告書P37・38)	指定管理施設の管理運営業務が安定的、継続的に実施できる状態であるのかどうかを確認するには複式簿記による財務諸表の分析が有効ですが、指定管理者の本体自体の決算帳簿書類が複式簿記となっていない団体への影響等も踏まえると、地域の小規模団体等への負担も増すことから、全施設において複式簿記による作成を義務付けることは難しいものと考えます。【総合政策課】

9 総合評価について

監査の意見	措置状況等
第4の3の（2）について (行政監査報告書P38)	「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等」の様式においては、「収支状況」欄で過去3年度分の記載欄を設け収支の推移が確認できるようにし、「総合評価」欄では記載例を設けて具体的な根拠に基づいた正確な記載の参考とできるよう、今年度中に指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアルの改訂を行います。【総合政策課】